

高知大学農林海洋科学部長候補者選考規則

〔 令和5年3月17日
規則第93号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学学部長選考等規則（以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、高知大学農林海洋科学部長候補者（以下「学部長候補者」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

(選考の範囲)

第2条 学部長候補者は、本学部に専任担当として配置された教授（教授予定者を含む。）（以下「学部専任教授」という。）であって、2年の任期を務めることが可能な者のうちから、教授会が選考する。

(候補者の選考)

第3条 教授会は、学部長候補者を選考するため選挙を行う。

2 前項の選挙資格者は、本学部の教授会構成員のうち、専任担当として配置された教授、准教授、講師及び助教とする。ただし、休職者及び選挙の告示の前日から選挙期日までの期間、外国旅行（これに付随する国内旅行を含む。）中の者は、選挙資格を有しないものとする。

3 選挙は、選挙有資格者の3分の2以上の投票がなければ成立しない。

4 学部長候補者は、2人とし、無記名投票により上位2人を当選者とする。

5 投票の結果、同数のときは、決選投票とする。

(選挙の期日)

第4条 選挙の期日は、教授会において定める。

(選挙の管理)

第5条 教授会は、選挙に関する事務を管理するため、選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会は、教授会で選出した5人の委員で組織する。

3 管理委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

4 管理委員会は、委員の5分の3以上が出席しなければ議事を開くことができない。

5 管理委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(選挙の結果の報告)

第6条 管理委員会は、選挙が終了したときは、直ちにその結果を教授会に報告しなければならない。

(候補者の決定)

第7条 教授会は、前条の報告に基づき、学部長候補者を決定する。

(学長への推薦)

第8条 教授会は、前条により決定した学部長候補者を学長に推薦する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。